

岐阜県公報

第二千四百四十七号
平成二十五年五月二十四日

(金曜日)

目次

告示

特別保護地区の保護に関する指針案等の縦覧

有害興行の指定

管理美容師資格認定講習会の指定

管理美容師資格認定講習会の指定

保安林に指定する予定である旨の通知

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定解除

土砂災害特別警戒区域の指定

公示

指定管理者の変更の届出に関する公示

平成二十五年年度家畜人工授精師養成講習会の開催

肉用子牛生産者補給金等業務を行う協会の指定

土地改良事業の工事の完了

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

開発行為の工事の完了

(自然環境保全課) 三四七

(男女参画青少年課) 三四八

(生活衛生課) 三四八

(同) 三四九

(治山課) 三四九

(砂防課) 三四九

(同) 三五〇

(同) 三五〇

(同) 三五〇

(商業流通課) 三五二

(畜産課) 三五二

(同) 三五二

(農地整備課) 三五二

(建設政策課) 三五二

(建築指導課) 三五三

岐阜県告示第二百八十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定をするため、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案並びにこれらの縦覧場所を公告する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成二十五年五月二十四日から平成二十五年六月六日までの間に当該指針の案について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

告示

一 特別保護地区の名称及び区域

名称	区域
下親田特別保護地区	加茂郡東白川村大字神土字新築地内の林道寒陽気線と県道恵那姪川東白川線との交点を起点として、同所から同県道を北東進し字源藤と字新築との字界に至り、同所から同字界を約二百五十メートル北東進し小谷との交点に至り、同所から同小谷を南進し同林道との交点に至り、同所から同林道を西進し起点に至る線により囲まれた区域

二 特別保護地区の存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針の案

名称	指定区分	指 定 目 的
下親田特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	マツ類や広葉樹が豊富な天然林とスギ・ヒノキからなる人工林が多様な環境を形成する下親田鳥獣保護区の中で、特に多くの鳥類の生息が確認されている溪流付近の区域を特別保護地区に指定し、当該区域に生息するミンサザイ、アトリ、ムササビなどの森林鳥獣の生息環境の保全を図る。

四 一から三までに掲げる事項の縦覧場所

名称	縦 覧 場 所
下親田特別保護地区	環境生活部自然環境保全課、中濃振興局環境課及び東白川村役場

岐阜県告示第二百八十八号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	配給会社名等
映 画	妻の妹 あぶない挑発 喪服熟女 悶えっぱなし 嫁の寝床 恥知らずな疼き 未亡人オナニーそれが欲しい 激濡れモテル ふしだらな下半身	配給会社名等 オーピー映画 大 蔵 映 画 オーピー映画 新 東 宝 映 画 新 東 宝 映 画

熱女ヘルパー癒しの手ざわり 24PS/バーナー (原題)WHATCHA WEARIN' ?	オーピー映画 CJ Entertainment Japan
---	-------------------------------------

2 撤回理由

平成25年5月24日

3 撤回理由

著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第二百八十九号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により平成二十五年管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び住所
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆敏
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロントティアビルB棟九階
- 二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階
- 三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成二五・一一・一一	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター
同 一一・一八	衛生管理	同
同 一一・二五	衛生管理	同

岐阜県告示第二百九十一号

美容師法（昭和三十三年法律第百六十三号）第十二条の三第二項の規定により平成二十五年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆敏

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロントエアビルB棟九階

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階

三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成二五・一一・一一	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター
同 一一・一一・一八	衛生管理	同
同 一一・一一・二五	衛生管理	同

岐阜県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡池田町宮地字段原一一七の二、一一二六の二、一一二七の二、一一三二、

一一三六、一一四一、一一四二の二、一一四三の二、一一四五の二、一一四六の二、一一四七、一一四九の二から一一四九の三まで、一一〇〇の二から一一〇〇の三まで、一一二六、一一二七の二、一一二七の二、一一二八、一一二九の二、一一三九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百九十二号

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上西郷	本巣市文殊山西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上西郷	本巣市文殊山西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御湯川	瑞浪市釜戸町字裏山	次の図のとおり	土石流

神徳川右支溪 瑞浪市釜戸町字神徳 次の図のとおり 土石流

市原1沢 瑞浪市土岐町志久多計 次の図のとおり 土石流

蛇抜沢川 瑞浪市稲津町萩原 次の図のとおり 土石流

小滝沢 瑞浪市稲津町萩原 次の図のとおり 土石流

通り沢 瑞浪市稲津町萩原 次の図のとおり 土石流

釜糠川上流 瑞浪市稲津町小里 次の図のとおり 土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
神徳川右支溪	瑞浪市釜戸町字神徳	次の図のとおり	土石流
蛇抜沢川	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	土石流
小滝沢	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	土石流
通り沢	瑞浪市稲津町萩原	次の図のとおり	土石流
釜糠川上流	瑞浪市稲津町小里	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

指定管理者の変更の届出に関する公示

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十五年岐阜県条例第十三号）第九条第五項の規定により、岐阜産業会館に係る指定管理者から変更の届出があったので、同条例第十五条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあった事項

指定管理者の名称

（変更前） 財団法人岐阜産業会館

（変更後） 一般財団法人岐阜産業会館

二 変更年月日

平成二十五年四月一日

平成二十五年家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、平成二十五年家畜人工授精師養成講習会を開催するので、岐阜県家畜改良増殖法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第四百十五号）第四条の規定により公示する。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 講習期間

平成二十五年七月二十九日から

同 年八月二十六日まで

二 開催場所

1 学科及び実習の一部

可児市坂戸 岐阜県農業大学校

2 実習

高山市清見町 岐阜県畜産研究所

3 修業試験

可児市坂戸 岐阜県農業大学校

三 家畜の種類

牛

四 受講定員

三十名

五 受講資格

牛の人工授精業務に従事する予定があり、かつ、所轄の家畜保健衛生所長の推薦を受けた者

六 講習科目及び時間

1 学科

科	科目	時間
一 一般科目	畜産概論	四
	家畜の栄養	三
専 門 科 目	家畜の飼養管理	七
	家畜の育種	三
	関係法規	三
	生殖器解剖	五
	繁殖生理	三
2 実習	精子生理	七
	種付けの理論	四
	人工授精	七

科	目	時間
家畜の飼養管理	家畜の審査	四
	生殖器解剖	七
	発情鑑定	四
	精液精子検査法	六

科	目	時間
家畜の飼養管理	家畜の審査	四
	生殖器解剖	七
	発情鑑定	四
	精液精子検査法	六

人工授精

四十五

七 受講手続

受講希望者は、岐阜県家畜改良増殖法施行規則第五条の規定による受講願書を所轄の家畜保健衛生所を経由し、知事へ提出するものとする。

八 受講手数料

一万五千元

九 受講申込書提出期限

平成二十五年六月二十八日

肉用子牛生産者補給金等業務を行う協会の指定

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり同法第六条第一項の指定をしたので、同法第七条第四項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定した法人

岐阜市下奈良二丁目二番一号
一般社団法人岐阜県畜産協会

二 指定年月日

平成二十五年四月一日

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類

施行に係る地区名

工事完了年月日

中山間地域総合整備事業

下呂南部地区
（農業用排水施設整備）
下呂南部地区
（鳥獣進入防止施設整備）

平成二五・三・一九
平成二四・二・二〇

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十五年二月十二日	株式会社プラント計画	代表取締役 加納 不二夫	大垣市静里町九三八一	般二十三二〇〇〇五二	機械器具設置工事業
平成二十五年二月二十二日	三和建築	三和正行	不破郡関ヶ原町今須二二二八番地一	般三二二〇〇八一七	建築工事業
平成二十五年二月二十七日	村武	村瀬武男	安八郡輪之内町楡俣新田三八八	般二十三九五二四	土木、建築、大工及びとび・土工事業
平成二十五年三月十一日	金森建設株式会社	代表取締役 金森 豊	安八郡安八町大森四一三番地二	般二十二一五九	建築工事業
平成二十五年三月十一日	高木塗装店	高木茂	大垣市南類町四三一〇	般二十四一四九一	塗装工事業
平成二十五年三月十三日	高木組	高木正喜	大垣市上石津町牧田二八三五番地三	般二十三一四〇四五	土木及びとび・土工事業

号の一八 平成二五・一・二六	三五番一		による	大丸開発株式会社 代表取締役 白井泉
同岐建築第二七号の二〇 同二五・三・一	同 市別府字井場一ノ町二四〇八番一、 一四〇八番五及び一四四〇番一	水路	同	瑞穂市別府一四二〇番地 廣瀬金之
同岐建築第二八号の一六 同二五・二・七	羽島郡岐南町三宅七丁目一三三番及び 一四〇番	道路	同	愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字下山一〇一 番地の一 有限会社 千竹地所 代表取締役 千田一光
同西建築第七九号の三 同二四・一〇・二二 〔同西建築第八四号の 五 同二四・二二・一八〕	不破郡垂井町綾戸字一本松九二番二	道路	同	大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲川哲彦
同西建築第八〇号の一三 同二四・一二・一四	安八郡神戸町大字神戸字八幡八六九番	道路、 下水	同	安八郡神戸町大字神戸一―一九番地の一 有限会社 アイケン 代表取締役 飯沼満
同西建築第八二号の三 同二四・九・五	揖斐郡大野町大字五之里字板井街道三 九四番から三九七番まで	道路、 緑地	同	東京都千代田区二番町八番地八 株式会社 セブン・イレブン・ジャパン 代表取締役 井阪隆一

平成二十五年五月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社